

(傍線の部分は改正部分)			
改	正	案	現
15. 1(a) (検査の引継ぎ又は委嘱)	15. 1(a) (略)	15. 1(a) (略)	<b>15. 1(f) (1) 初めて定期検査を受ける船舶及び大改造を行う船舶((i)から(iii)までに掲げる船舶を除く。)にあつては、(a)に掲げる書類のうち<u>(1)(ii)から(vii)まで及び(ix)から(xiii)</u>まで、(2) (i)から(iv)まで、(3) (ii)、(5) (i)、(6) (i)、(7)、(9)、(10)並びに(11) (i)及び(ii)の完成図を作成させること。</b>
15. 2(a)～ (b)	15. 2(a)～ (略)	15. 2(a)～ (b)	<b>15. 2(a)～ (略)</b>
32. 1(f) (1) 初めて定期検査を受ける船舶及び大改造を行う船舶((i)から(iii)までに掲げる船舶を除く。)にあつては、(a)に掲げる書類のうち <u>(1)(ii)から(vii)まで及び(ix)から(xiii)</u> まで、(2) (i)から(iv)まで、(3) (ii)、(5) (i)、(6) (i)、(7)、(9)、(10)並びに(11) (i)及び(ii)の完成図を作成させること。	32. 1(f) (1) 初めて定期検査を受ける船舶及び大改造を行う船舶((i)から(iii)までに掲げる船舶を除く。)にあつては、(a)に掲げる書類のうち <u>(1)(ii)から(vii)まで及び(ix)から(xiii)</u> まで、(2) (i)から(iv)まで、(3) (ii)、(5) (i)、(6) (i)、(7)、(9)、(10)並びに(11) (i)及び(ii)の完成図を作成させること。	32. 1(f) (1) 初めて定期検査を受ける船舶及び大改造を行う船舶((i)から(iii)までに掲げる船舶を除く。)にあつては、(a)に掲げる書類のうち <u>(1)(ii)から(vii)まで及び(ix)から(xiii)</u> まで、(2) (i)から(iv)まで、(3) (ii)、(5) (i)、(6) (i)、(7)、(9)、(10)並びに(11) (i)及び(ii)の完成図を作成させること。	<b>「一般配置図」等の管理手法の変更</b>
(2) (略)	(2) (略)	(2) (略)	(2) (略)
(3) 定期検査を受ける船舶及び大改造を行う船舶((1) (i)から(iii)までに掲げる船舶を除く。)であつて表32. 1<3>に掲げる船舶の場合は、それぞれ同表に掲げる船舶要目表の電子ファイルを <b>船舶検査関係事務取扱要領に基づき船舶検査等情報管理システム</b> に適切にアップロードすること。	(3) <b>初めて定期検査を受ける船舶及び大改造を行う船舶((1) (i)から(iii)までに掲げる船舶を除く。)であつて表32. 1&lt;3&gt;に掲げる船舶の場合は、それぞれ同表に掲げる船舶要目表の電子ファイルを<b>本局において年度分とりまとめ、安全基準課まで送付</b>すること。</b>	(3) <b>初めて定期検査を受ける船舶及び大改造を行う船舶((1) (i)から(iii)までに掲げる船舶を除く。)であつて表32. 1&lt;3&gt;に掲げる船舶の場合は、それぞれ同表に掲げる船舶要目表の電子ファイルを<b>本局において年度分とりまとめ、安全基準課まで送付</b>すること。</b>	<b>なお、電子ファイルの形式等は次のとおり。</b>
			<b>(i) ファイル形式：PDF</b>

改 正 案	現 行	備 考									
	<p>(ii) ファイルサイズ：1 MB以下</p> <p>(iii) 船舶検査等情報管理システム（検査補助資料）の様式を使用して差し支えない。</p> <p>表32. 1&lt;3&gt;船舶要目表の送付が必要な船舶</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">木船</td> <td style="text-align: center;">第1号様式</td> <td style="text-align: center;">第2号様式</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総トン数150トン未満の鋼船</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総トン数150トン以上の鋼船（備考）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 (4)により完成図を提出した場合は、第1号書式右欄の図については記載することを要しない。 い。</p> <p>(4) 総トン数20トン以上の船舶が初めて定期検査を受ける場合又は大改造を行う場合は、一般配置図及び中央横断面図（完成図）の電子ファイルを船舶検査関係事務取扱要領に基づき船舶検査等情報管理システムに適切にアップロードすること。</p> <p>なお、電子ファイルの形式等は次のとおり。</p> <p>(i) ファイル形式：TIFF又はPDF</p> <p>(ii) ファイルサイズ：各図面1MB以下</p> <p>ただし、一般配置図が複数となる場合は一枚あたり500KB程度とし1MBを超えても差し支えない。</p>	木船	第1号様式	第2号様式	総トン数150トン未満の鋼船			総トン数150トン以上の鋼船（備考）			
木船	第1号様式	第2号様式									
総トン数150トン未満の鋼船											
総トン数150トン以上の鋼船（備考）											

改 正	案	現 行	備 考
		<p>(iii) CAD等による詳細な図面のデータについて は、造船所の要望があれば、船体構造全般 が分かかる程度まで簡略化されたものでも 差し支えない。</p> <p>(iv) (iii)による他、図面をスキャナ等で電子 化したものでも差し支えない。なお、この 場合船体構造を分割したものとしないこ と。</p> <p>(v) 総トン数150トン未満の船舶にあっては、図 面を船体構造全般が判る程度に撮影したデ ジタルカメラによるデータでも差し支えな い(ファイル形式は(i)のとおり)。</p>	
(5)	(略)	(5) (略)	
		別表第1から別表第2の2まで	別表第1 別表第2
(a)	(略)	(a) (略)	
(b)	「防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの 材料」には、高速船の耐火仕切り（仕切り隔壁、仕切 り甲板、仕切り天井張り、仕切り内張り及び防火戸） を含む。	(新設) 高速船の耐火仕切りの追加	高速船の耐火仕切りの追加
(c)	「火災の危険の少ない家具及び備品」には、高速船 の火災制限材料のうち、家具及びその構造部材を含む。	(新設)	高速船の耐火仕切りの追加
(d)	「表面仕上材」には、高速船の火災制限材料のうち、	(新設)	高速船の耐火仕切り

改 正	案 案	現 行	備 考
	<p>隔壁（支持構造を含む）の表面材、天井張り（支持構造を含む）の表面材及び内張り（支持構造を含む）の表面材を含む。</p>		りの追加
<u>(e)</u> ～ <u>(q)</u>	(略)	<u>(b)</u> ～ <u>(n)</u> (略)	誤記修正
<u>(r)</u>	「液量計測装置」とは、機関規則心得附属書[9]「 <u>安</u> 全装置の基準」 <u>7</u> (8)の液量計測装置(警報器付き)をい う。	<u>(o)</u> 「液量計測装置」とは、機関規則心得附属書[9]「 <u>安</u> 全装置の基準」 <u>6</u> (8)の液量計測装置(警報器付き)をい う。	
<u>(s)</u> ～ <u>(y)</u>	(略)	<u>(p)</u> ～ <u>(v)</u> (略)	
<u>(適用期日)</u>	<u>心得附則（平成24年6月28日）</u>		
	<u>本改正後の心得は、平成24年7月1日から適用する。</u>		

○船舶検査心得 1-1-2 船舶安全法施行規則に規定する定期検査等の準備を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
2. 2 (a) (略)	2. 2 (a) (略)	
(b) 「船舶の推進に關係のある補機を駆動する補助機関」とは、非常用を除く空気圧縮機、ビルジポンプ、バラストポンプ又は消防ポンプを駆動する補助機関をい、 <u>バウスラスター、甲板補機又は揚貨装置を駆動する原動機は含まない。</u>	(b) 「船舶の推進に關係のある補機を駆動する補助機関」とは、非常用を除く空気圧縮機、ビルジポンプ、バラストポンプ又は消防ポンプを駆動する補助機関とする <u>(バウスラスター、甲板補機、揚貨装置の原動機は推進に關係のある補機とはしない。)</u>	表現の適正化
10.5 (a) 補機及び管装置の準備は、次のとおりとする。 (1) バラスト管装置及び冷却装置にあつては、海水こし器並びに最高航海喫水線以下で船外に通じる弁及びそのコックを解放すること。 (2) ~ (4) (略)	10.5 (a) 補機及び管装置の準備は、次のとおりとする。 (1) バラスト管装置及び冷却器にあつては、海水こし器並びに最高航海喫水線以下で船外に通じるの書き方と平仄を取るもの) (2) ~ (4) (略)	表現の適正化 (2. 5(a) (2) 本文中
<u>(適用期日) 本改正後の心得は、公布の日から適用する。</u>	<u>心得附則(平成24年6月28日)</u>	

○船舶検査心得 1-4 船舶等型式承認規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
5.2(a)～(d) (略)	5.2(a)～(d) (略)	
(e) 第2号に係る書類について、防火用材料に係る火災試験方法コード（防火構造規則第2条第1号に規定する「火災試験方法コード」をいう。）に基づく火災試験の成績書は、発行日から5年を超えたものであつてはならない。	(新設)  FTPコードの改正に伴う措置。	
別表第1から別表第2の2まで	(新設)  (新設)	
(a) 「防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料」には、高速船の耐火仕切り（仕切り隔壁、仕切り甲板、仕切り天井張り、仕切り内張り及び防火戸）を含む。	(新設)  (新設)	高速船の耐火仕切りの追加
(b) 「火災の危険の少ない家具及び備品」には、高速船の火災制限材料のうち、家具及びその構造部材を含む。	(新設)	高速船の耐火仕切りの追加
(c) 「表面仕上材」には、高速船の火災制限材料のうち、隔壁（支持構造を含む）の表面材、天井張り（支持構造を含む）の表面材及び内張り（支持構造を含む）の表面材を含む。	(新設)	高速船の耐火仕切りの追加
心得附則（平成24年6月28日）		
(適用期日) 本改正後の心得は、平成24年7月1日から適用する。		

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
(A級仕切りにおける開口)	(A級仕切りにおける開口)	
13. 1 (a) 電線、管、タンク、ダクト、充填材その他これに類似するものによる <u>A級仕切りの貫通部</u> については、火災試験方法コードパート3「A級、B級及びF級仕切りの試験」中 <u>2</u> の「防火ダンパー、パイプ貫通部及び電線貫通部の試験」に合格する性能を有するもの <u>又は</u> なお、 <u>A級仕切りの貫通部の構造については、附属書[2-2]「貫通部の詳細」に掲げる構造例を参考としてよ。</u>	13. 1 (a) <u>A級仕切りの貫通物</u> (電線、管、タンク、ダクト、充填材その他これに類似するもの <u>をい</u> う。)についてFTPコードの改正には、火災試験方法コードパート3「A級、B級及びF級仕切りの試験」中 <u>2.1</u> の「防火ダンパー、パイプ貫通部及び電線貫通部の試験」に合格する性能を有するもの <u>又は</u> 附属書[2-2]「貫通部の詳細」に掲げる構造例に従い施工された電線、管、タンク若しくはダクトは、「当該仕切りの耐火性を損なうことのないよう措置を講じたものとして認めてよい。	
13. 3 (a) (略)	13. 4 (a) (略)	誤記修正
(B級仕切りにおける開口)	(B級仕切りにおける開口)	
14. 1 (a) 電線、管、タンク、ダクト、充填材その他これに類似するものによる <u>B級仕切りの貫通部</u> については、火災試験方法コードパート3「A級、B級及びF級仕切りの試験」中 <u>2</u> の「防火ダンパー、パイプ貫通部及び電線貫通部の試験」に合格する性能を有するものは、「当該仕切りの耐火性を損なうことのないよう措置を講じたものとして認めてよい。	14. 1 (a) <u>B級仕切りの貫通物</u> (電線、管、タンク、ダクト、充填材その他これに類似するもの <u>をい</u> う。)についてFTPコードの改正には、火災試験方法コードパート3「A級、B級及びF級仕切りの試験」中 <u>2.1</u> の「防火ダンパー、パイプ貫通部及び電線貫通部の試験」に合格する性能を有するものは、「当該仕切りの耐火性を損なうことのないよう措置を講じたものとして認めてよい。	
20. 3 (a) 「炎の広がりを妨げる性質を有する管海官庁が適當	20. 3 (a) 「炎の広がりを妨げる性質を有する管海官庁が適當FTPコードの改正に	

改 正 案	現 行	備 考
と認めるもの」とは、火災試験方法コードパート5「表面火炎伝播試験（ <u>表面材と一次甲板床張り材の試験</u> ）」に合格する性能を有するもの及び不燃性材料をいう。	と認めるものは、火災試験方法コードパート5「表面火炎伝播試験」に合格する性能を有するもの及び不燃性材料をいう。	FTPコードパート5「表面火炎伝播試験」に合規する性能を有するもの及び不燃性材料をいう。
20.5(a) (略)	20.5(a) (略)	
(b) 「炎の広がりが遅い特性を有する管海官庁が適当と認めるもの」とは、火災試験方法コードパート2「煙及び毒性試験」（毒性試験にあつては、最大有機質量が200g/m <sup>2</sup> を超える場合に限る。）及びパート5「表面火炎伝播試験（ <u>表面材と一次甲板床張り材の試験</u> ）」に合格する性能を有するもの並びに不燃性材料をいう。	(b) 「炎の広がりが遅い特性を有する管海官庁が適当と認めるもの」とは、火災試験方法コードパート2「煙及び毒性試験」（毒性試験にあつては、最大有機質量が200g/m <sup>2</sup> を超える場合に限る。）及びパート5「表面火炎伝播試験」に合格する性能を有するもの並びに不燃性材料をいう。	FTPコードパート2「煙及び毒性試験」に合規する性能を有するもの及び不燃性材料をいう。
(c) (略)	(c) (略)	
20.6(a) 火災試験方法コードパート5「表面火炎伝播試験（ <u>表面材と一次甲板床張り材の試験</u> ）」中 <u>4.1</u> の「発熱量測定試験」に合格する性能を有する上張り又は化粧張り及び厚さ1mm以下の上張り又は化粧張りは、本項の要件に適合するものと認めてよい。	20.6(a) 火災試験方法コードパート5「表面火炎伝播試験」中 <u>3.1</u> の「発熱量測定試験」に合格する性能を有する上張り又は化粧張り及び厚さ1mm以下の上張り又は化粧張りは、本項の要件に適合するものと認めてよい。	FTPコードパート5「表面火炎伝播試験」中 <u>3.1</u> の「発熱量測定試験」に合規する性能を有するもの及び不燃性材料をいう。
20.7(a) (略)	20.7(a) (略)	
(b) 「過度の量の煙その他の有毒性物質の発生の危険がない管海官庁が適当と認めるもの」とは、火災試験方法コードパート2「煙及び毒性試験」及びパート5「表面火炎伝播試験（ <u>表面材と一次甲板床張り材の試験</u> ）」に合格する性能を有するもの並びに不燃性材料をい	(b) 「過度の量の煙その他の有毒性物質の発生の危険がない管海官庁が適当と認めるものは、火災試験方法コードパート2「煙及び毒性試験」及びパート5「表面火炎伝播試験」に合格する性能を有するもの並びに不燃性材料をい	FTPコードパート2「煙及び毒性試験」に合規する性能を有するもの及び不燃性材料をいう。

改 正 案 現 行	備 考
う。	
20.8(a) (略)	20.8(a) (略)
(b) 「容易に発火せず、かつ、有毒性物質の発生の危険のない管海官庁が適当と認めるもの」とは、火災試験方法コード <u>パート5「表面火災伝播試験（表面材と一次甲板床張り材の試験）」</u> に合格する性能を有するものをいう。	(b) 「容易に発火せず、かつ、有毒性物質の発生の危険FTPコードの改正に伴う措置方法コード <u>パート6「一次甲板床張り材試験」</u> に合格する性能を有するものをいう。
26.2(a) 「火災の危険の少ない家具及び備品」とは、燃え難く、かつ、煙及び有毒性物質の発生量の少ないもので、次に掲げる要件に適合するものをいう。	26.2(a) 「火災の危険の少ない家具及び備品」とは、燃え難く、かつ、煙及び有毒性物質の発生量の少ないもので、伴う措置次に掲げる要件に適合するものをいう。 (1)～(3) (略) (4) カーペット等の敷物類は、火災試験方法コード <u>パート5「表面火災伝播試験（表面材と一次甲板床張り材の試験）」</u> に合格する性能を有するものであること。 (5)～(6) (略)
27-10.6(a) 20.7は、本項について準用する。 <u>27-10.7(a) 20.8は、本項について準用する。</u>	27-10.6(a) 20.8は、本項について準用する。 <u>33.2(a) (略)</u> (b) 張出甲板上に設けられる場合等火災発生時に炎にさらされるおそれの少ない構造配置の操舵室側壁については、防熱措置が講じられていない場合であっても、

改 正 案	現 行	備 考
第1項の要件に適合するものとみなしてよい。	第1号の要件に適合するものとみなしてよい。	
(c) (略)	(c) (略)	誤記修正
(貨物タンクの通気装置等)	(貨物タンクの通気装置等)	
51-4. 2 (a) 本項の規定の適用については、当分の間次に定めるところによること。 (1) 総トン数500トン未満のタンカーに対する <b>防火構造告示第43条</b> 第1号要件の適用については、次のいずれかに適合する複数の貨物タンクを1個の貨物タンクのみなすこととしてよい。 (i) タンカーの長さ方向に隣接する複数の貨物タンクであつて、当該貨物タンクの合計の長さが10m以下であるもの(図 51-4. 2<1>(イ)参照) (ii) (略) (2) 桟下高の小さい橋その他の障害物の下を航行するタンカー等 <b>防火構造告示第43条</b> 第2号の要件の適用が困難なタンカーにあつては、必要な資料を添えて検査測度課長まで伺い出ること。 (3) 総トン数500トン未満のタンカーに対する <b>防火構造告示第43条</b> 第3号の要件の適用については、次の算式によることとしてよい。	51-4. 2(a) 本項の規定の適用については、当分の間次に定めるところによること。 (1) 総トン数500トン未満のタンカーに対する <b>第1項</b> 第1号の要件の適用については、次のいずれかに適合する複数の貨物タンクを1個の貨物タンクのみなすこととしてよい。 (i) タンカーの長さ方向に隣接する複数の貨物タンクであつて、当該貨物タンクの合計の長さが10m以下であるもの(図 51-4. 2<1>(イ)参照) (ii) (略) (2) 桟下高の小さい橋その他の障害物の下を航行するタンカー等 <b>第1項</b> 第2号の要件の適用が困難なタンカーにあつては、必要な資料を添えて検査測度課長まで伺い出ること。 (3) 総トン数500トン未満のタンカーに対する <b>第1項</b> 第3号の要件の適用については、次の算式によることとしてよい。 なお、これにより難いタンカーについては、	

改 正 案	現 行	備 考
(2)を準用すること。 式 (略)	(2)を準用すること。 式 (略)	
(4) 国際航海に従事する総トン数500トン以上のタンカー以外のタンカーにあつては、 <u>防火構造告示第43条第3号イ中「高速排気装置であつて、管海官庁が適当と認めるもの」としては、51-4. 1. 3 (c)にかかわらず、第1種高速排気管頭又は第2種高速排気管頭としてよい。</u>	(4) 国際航海に従事する総トン数500トン以上のタンカー以外のタンカーにあつては、 <u>第1項第3号イ中「高速排気装置であつて、管海官庁が適当と認めるもの」としては、51-4. 1. 3 (c)にかかわらず、第1種高速排気管頭又は第2種高速排気管頭としてよい。</u>	
(5) 国際航海に従事する総トン数500トン以上のタンカー以外のタンカーにあつては、 <u>防火構造告示第43条第4号中「貨物タンクへの火気の侵入を防止することができるフレームアレスタであつて管海官庁が適当と認めるもの」としては、<u>船舶検査心得2-3-2防火構造告示43. 0. 4 (a)にかかわらず、吸気口又は排気口のいづれにおいても、第1種フレームアレスタ、第2種フレームアレスタ、デトネーションフレームアレスタ又は防火金網(附属書[3-2]「フレームアレスタの基準」に規定する防火金網をいう。)としてよい。</u></u>	(5) 国際航海に従事する総トン数500トン以上のタンカー以外のタンカーにあつては、 <u>第1項第4号中「貨物タンクへの火気の侵入を防止することができるフレームアレスタであつて管海官庁が適当と認めるもの」としては、51-4. 1. 4 (a)にかかわらず、吸気口又は排気口のいづれにおいても、第1種フレームアレスタ、第2種フレームアレスタ、デトネーションフレームアレスタ又は防火金網(附属書[3-2]「フレームアレスタの基準」の防火金網をいう。)としてよい。</u>	

改 正 案	現 行	備 考
附屬書[3-1] 高速排氣管頭の基準	附屬書[3-1] 高速排氣管頭の基準	
2 性能要件	2 性能要件	誤記修正
(1) 第1種高速排氣管頭は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (i)～(v) (略) (vi) 次に掲げる事項が表示されたものであること。 (i)～(ホ) (略) (ヘ) <a href="#">MSC/Circ. 677</a> に適合していること。	(1) 第1種高速排氣管頭は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (i)～(v) (略) (vi) 次に掲げる事項が表示されたものであること。 (vii) (略) (2) 第2種高速排氣管頭は、(1) <u>(ii)</u> を除く。) の基準に適合するものでなければならない。 附屬書[3-2] フレームアレスタの基準	(1) 第1種高速排氣管頭は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (i)～(v) (略) (vi) 次に掲げる事項が表示されたものであること。 (i)～(ホ) (略) (ヘ) <a href="#">MSC/Circ. 373/Rev. 1</a> に適合していること。
2 性能要件	2 性能要件	誤記修正
(1) 第1種フレームアレスタは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (i)～(v) (略) (vi) 次に掲げる事項が表示されたものであること。 (i)～(ホ) (略) (ヘ) <a href="#">MSC/Circ. 677</a> に適合していること。	(1) 第1種フレームアレスタは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (i)～(v) (略) (vi) 次に掲げる事項が表示されたものであること。 (i)～(ホ) (略) (ヘ) <a href="#">MSC/Circ. 373/Rev. 1</a> に適合していること。	

改 正 案	現 行	備 考
(vi) (略) (2)～(3) (略) (4) 防火金網は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。 (i) (略) (ii) JIS Z 8801「 <u>金属製網ふるい</u> 」の規格に適合する金網であつて呼び寸法850mより細目のものを $25.4 \pm 12.7\text{mm}$ の間隔で2枚若しくは呼び寸法500mより細目のものを1枚取り付けたもの又はこれらと同等以上の性能を有するものであること。 (iii) (略)	(vii) (略) (2)～(3) (略) (4) 防火金網は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (i) (略) (ii) JIS Z 8801「 <u>標準網ふるい</u> 」の規格に適合する金網であつて呼び寸法850mより細目のものを $25.4 \pm 12.7\text{mm}$ の間隔で2枚若しくは呼び寸法500mより細目のものを1枚取り付けたもの又はこれらと同等以上の性能を有するものであること。	こと。
心得附則（平成24年6月28日）		
（適用期日）		
(a) 本改正後の心得は、平成24年7月1日から適用する。		
（経過措置）		
(a) 適用日前に建造され、又は建造に着手された船舶に備え付けられているA級仕切りの貫通部については、改正後の13.1(a)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。		

○船舶検査心得 2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)			
改 正 案	現 行		備 考
10.2.2(a) 「管海官庁が適当と認めるもの」とは、次に掲げる要件に適合するものをいう。 (1) 火災試験方法コードパート5「表面火炎伝播試験（ <u>表面材と一次甲板床張り材の試験</u> ）」に合格する性能を有した不燃性材料のものであること。 (2)～(5) (略)	10.2.2(a) 「管海官庁が適当と認めるもの」とは、次に掲げる要件に適合するものをいう。 (1) 火災試験方法コードパート5「表面火炎伝播試験（ <u>表面材と一次甲板床張り材の試験</u> ）」に合格する性能を有した不燃性材料のものであること。 (2)～(5) (略)	表43.0.4<1> (略) 表43.0.4<1> (略)	誤記修正 備考 1. (略) 2. 「吸気口」とは、吸気弁が設置された開口等吸気の構造を有する開口をいう。ただし、手動操作により開閉する開口であつて、当該開口を通じて排気を行うことを禁止する旨及び当該開口の操作方法の詳細が危規則第5条の8の危険物取扱規程に記載されるものについては、吸気口として認めてよし。 3.～4. (略)
43.0.4(a) (略)	43.0.4(a) (略)	表43.0.4<1> (略)	誤記修正 備考 1. (略) 2. 「吸気口」とは、吸気弁が設置された開口等吸気の構造を有する開口をいう。ただし、手動操作により開閉する開口であつて、当該開口を通じて排気を行うことを禁止する旨及び当該開口の操作方法の詳細が危規則第16条の2の危険物取扱規程に記載されるものについては、吸気口として認めてよし。 3.～4. (略)
<u>心得附則（平成24年6月28日）</u>			

改 正 案	現 行	備 考
(適用期日) <u>本改正後の心得は、平成24年7月1日から適用す る。</u>		

○船舶検査心得 3-1 船舶設備規程

		改 正 案		現 行		(傍線の部分は改正部分)	
		(ナブテックス受信機)	(ナブテックス受信機)			備 考	
<u>146-10-3.0</u>	国際航海旅客船等以外の船舶にあっては、日本語ナ <u>(a) ブテックス受信機をナブテックス受信機と同等の設備</u> として差し支えない。この場合において当該船舶における「ナブテックス水域」は「日本語ナブテックス水域(船舶設備規程 <u>第百四十六条の十の三</u> の水域を定める告示(平成四年運輸省告示第五十一号)で定める水域をいう。以下同じ。)」とする。	<u>146-10-2.0</u> 国際航海旅客船等以外の船舶にあっては、日本語ナ <u>(a) ブテックス受信機をナブテックス受信機と同等の設備</u> として差し支えない。この場合において当該船舶における「ナブテックス水域」は「日本語ナブテックス水域(船舶設備規程 <u>第百四十六条の十の二</u> の水域を定める告示(平成四年運輸省告示第五十一号))」とする。					
<u>146-10-4.0</u>	「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、次に掲げる場合をいう。 (1) (略) <u>表146-10-3.0&lt;1&gt;</u> (表略)	「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合」とは、次に掲げる場合をい う。 (1) (略) <u>表146-10-2.0&lt;1&gt;</u> (表略)					
	<u>146-10-3.0&lt;2&gt;</u> (表略)	<u>146-10-2.0&lt;2&gt;</u> (表略)					
	(高機能グループ呼出受信機) <u>146-10-3.0(a)</u> により日本語ナブテックス受信機を (a) 備えたものに対しては、「ナブテックス水域」とある	(高機能グループ呼出受信機) <u>146-10-2.0(a)</u> により日本語ナブテックス受信機を (a) 備えたものに対しては、「ナブテックス水域」とある					

改 正 案	現 行	備 考
のは「日本語ナブテックス水域」として本条の規定を適用する。	のは「日本語ナブテックス水域」として本条の規定を適用する。	
(b) (略)	(b) (略)	
(水先人用はしご等)	(水先人用はしご等)	
<u>146-39.0(a)</u> 水先人用はしごの設置及び修理に関する記録が船上で確認できるものであること。	(新設) <u>146-39.0(a)</u> (略)	水先人用はしごの要件の改正
<u>149-39.2(a)</u> 第1号のマン・ロープは、次の要件に適合するものであること。 (1) 直径28mm以上32mm以下のものであり、一方の端を甲板上の金具に堅固定されたものであること。 (2) 水先人用はしごと舷側はしごを併用する場合は、舷側はしごの乗降口の下限から1.5m上方の点で、水先人用はしご及びマン・ロープが船側に確実に接するよう取り付けられたものであること。 (3) 水先人用はしご、舷側はしご及び乗降口の下限にあるトランクドアを併用する場合は、トランクドアを通して乗降口の上方の手摺の高さまで取り付けられたものであること。	149-39.2(a) 第1号のマン・ロープは、 <u>直徑28mm以上</u> のもので あること。 149-39.0(a) 第1号のマン・ロープは、 <u>直徑28mm以上</u> のもので あること。	水先人用はしごの要件の改正
181.1(a)～(略)	181.1(a)～(略)	表現の適正化

改 正 案	現 行	備 考
(b)	(b)	
(c) (略)	(c) (略)	
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)	
(4) <u>制御器</u>	(4) <u>制御機</u>	
(i)～(ii) (略)	(i)～(ii) (略)	
(ケーブル及びキャブタイヤケーブル)	(ケーブル及びキャブタイヤケーブル)	
236.1 (a) 「難燃性のもの」とは、JIS C 3410「船用電線」の耐炎性試験に合格したものとする。 <u>ただし、消防設備規則第50条に規定する火災探知装置に用いるケーブルにあっては、IEC60332-1に従って難燃性を有するものであり、また、旅客船において、他の主垂直区域を通過するケーブル及び無人の火災制御場所にある制御盤に接続されるケーブルであつて二重化されていない、又は十分に分離されていないケーブルにあっては、IEC60331に従つて耐火性を有するものであること。</u>	236.1 (a) 「難燃性のもの」とは、JIS C 3410「船用電線」の耐炎性試験に合格したものとする。 <u>ただし、消防設備規則第50条に規定する火災探知装置に用いるケーブルにあっては、IEC60332-1に従つて難燃性を有するものであり、また、旅客船において、他の主垂直区域を通過するケーブル及び無人の火災制御場所にある制御盤に接続されるケーブルであつて二重化されていない、又は十分に分離されていないケーブルにあっては、IEC60331に従つて耐火性を有するものであること。</u>	<p>火災探知装置のケーブルの難燃性等に係る規定を新設</p> <p>耐炎性試験に合格したものとする。</p>
298.0 (a) 第2号の「独立の電路」とは、主配電盤から切換開閉器までの間に、分電盤を経由しないものをいう。	(新設)	火災探知装置の電路の要件の明確化
303.2 (a) 水先人用昇降機は、平成24年7月1日以後使用禁止となつたことから、その使用を承認してはならない。(削る。)	(新設)	水先人用昇降機の使用禁止
	305.0 (a) 非常に気温が低い状況において、取り外すことでのきる水先人用昇降機を取り付ける場合には、水結することのないように特に考慮を払うこと。	水先人用昇降機の使用禁止に伴う規定の削除

改 正 案	現 行	備 考
(削る。)		
	305.1(a) 水先人用昇降機を設置する場所の船側に、防舷帯等乗員の安全な昇降を妨げる構造物がある場合には、当該昇降機の移動部分及びその周辺の構造は取り除いておくこと。	水先人用昇降機の使用禁止に伴う規定の削除
(削る。)	(b) 取り外すことのできない水先人用昇降機にあっては、船舶の両舷において乗下船できるように配置してあること。	水先人用昇降機の使用禁止に伴う規定の削除
(削る。)	(c) 取り外すことのできる水先人用昇降機にあっては、堅固な取付場所を両舷に備え付けていること。	水先人用昇降機の使用禁止に伴う規定の削除
(削る。)	305.2(a) 「できる限り船の中央に近い位置」とは、船の中央を中心とする船の長さの半分の長さの範囲をいう。	水先人用昇降機の使用禁止に伴う規定の削除
(削る。)	309.1(a) 第1号の「乗員に危険を与えない速度」とは、最大搭載状態における速度が毎分15m以上21m以下であることをいう。	水先人用昇降機の使用禁止に伴う規定の削除
(削る。)	(b) 第2号の「十分な大きさ」とは、次の要件に適合すること。 (1) 移動はしご (i) 2.5m以上の長さを有するものであること。 (ii) 安全に乗降できる十分な数の踏板を有するものであること。	水先人用昇降機の使用禁止に伴う規定の削除

改 正 案	現 行	備 考
	<p>(iii) 踏板は、等間隔に、かつ、平行に取り付けられていること。</p> <p>(2) 移動式プラットフォーム</p> <p>(i) 定員1名当たり1平方メートル以上の床面積が確保されていること。</p> <p>(ii) トラップドアを設ける場合には、その開口部の大きさは、一边が75cm以上であること。</p>	
	<p>(削る。)</p> <p>(c) 第3号の「有効な滑り止め」とは、移動式プラットホームの床に設ける滑り止めのことで、トラップドアの部分を除き一边が75cm以上の中ものをいう。</p>	
	<p>(d) 第4号の「ねじれを防止する措置」とは、移動式はしきの下端に長さ1.8m以上で両端にローラーを有するねじれ止め棒を設け、かつ、間隔を十分にあけて主索を定の削除設けることをいう。</p>	
	<p>(削る。)</p> <p>(e) 第5号の「適当な長さのはしご」とは、次に掲げる要件に適合するはしごをいう。</p> <p>(1) 踏み板を8個有するものであること。</p> <p>(2) 第146条の39第3項第1号、第3号及び第4号の要件に適合するものであること。</p>	
	<p>(削る。)</p> <p>(f) 第6号の「手動によつても操作することができる」とは、水先人用昇降機の次の要件に適合することをいう。</p>	

改 正 案	現 行	備 考
	<p>(1) 動力の故障の際に、有效地に移動させることができ定の削除 きること。</p> <p>(2) クランクハンドルをかけた場合に、自動的に動 力が遮断されること。</p>	
(削る。)	<p>(g) 第6号の「乗員の安全を確保するための措置」とは、水先人用昇降機の 次に掲げる措置をいう。</p> <p>(1) 動力故障の際に、荷重を支えることができるブ レーキ又はウォームギア式の減速機を設けるこ と。</p> <p>(2) 過大な負荷がかかつた場合に、自動的に動力の 供給を遮断する安全装置を設けること。</p> <p>(3) 取り外すことのできる水先人用昇降機にあって は、堅固に取り付けられていない場合に、動力 の供給を行わない安全装置を設けること。</p> <p>(4) 制御装置には、「昇り」、「下り」、「停止」 等の作動状態を明瞭に表示できる標示盤を設け ること。</p>	使用禁止に伴う規 定の削除
(削る。)	<p>309.2(a) 第1号及び第2号の規定により設ける設備の使用電圧 は、25ボルトを超えないこと。</p>	水先人用昇降機の 使用禁止に伴う規 定の削除
(削る。)	<p>(b) 第1号の「緊急停止装置」は、乗員から容易に届く範 囲に設置すること。</p>	水先人用昇降機の 使用禁止に伴う規 定

改 正 案	現 行	備 考
(削る。)		定の削除
	<p><u>(c) 第3号の「乗員を保護するための設備」とは、次の設備備をいう。</u></p> <p>(1) 移動式はしごにあっては、次に掲げる設備</p> <p>(i) 適当な詰物をしたガードリング</p> <p>(ii) あらゆる状況下でも使用でき、かつ、はしごの両端の支柱に合わせて設置された安全握り棒</p> <p>(2) 移動式プラットホームにあっては、次の要件に適合する手すり</p> <p>(i) 床から1m以上の高さを有すること。</p> <p>(ii) 床と手すりの間に2本の中間レールが入っていること。</p> <p>(iii) プラットホームの周辺から5cm以上内側に設置されていること。</p> <p>(iv) 手すりに設けるゲートには掛け金を備えること。</p>	<p>水先人用昇降機の使用禁止に伴う規定の削除</p> <p>水先人用昇降機への安全な通路については、146-39.2(b)の要件によるほか、乗員が甲板から水先人用昇降機へ移動するための手すりで定の削除守られたプラットホームを設けなければならない。</p>
	(削る。)	
	心得附則（平成24年6月28日）	

改 正 案	現 行	備 考
(適用期日)		
(a) 本改正後の心得は、平成24年7月1日から適用する。  (経過措置) (a) 適用日前に建造され、又は建造に着手された船舶について ては、改正後の146-39.0 (b)、146-39.2 (a)、 236.1 (a) 及び298.1 (a) の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。		

○船舶検査心得 3-1-6 航海用具の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
(水先人用はしご)	(水先人用はしご)	
32.1(a) (略)	32.1(a) (略)	
(b) 第3号の「滑りにくいもの」とは、次の要件に適合するものをいう。 (1) (略) (2) サイド・ロープは、 <u>次の要件に適合するものであります。</u>	(b) 第3号の「滑りにくいもの」とは、次の要件に適合するものをいう。 (1) (略) (2) サイド・ロープにあつては、直径18mm以上の被覆をしない2のマニラ索で構成されたもので、最上部階段の下方で接合箇所を有しない連続したものであること。 <u>(i)</u> 直径18mm以上の被覆をしない2のマニラ索で構成されたものであること。 <u>(ii)</u> 最上部階段の下方で接合箇所を有しない連続したものであること。 <u>(iii)</u> 破断強度が24kN以上であること。 <u>(iv)</u> 端部は少なくとも2のサイドロープを通すことができるはめ輪であること。 <u>(v)</u> 確実に各踏板に固定されていること。	水先人用はしごの要件の改正
(c) 第4号の「階段」は、次の要件に適合するものであること。 (1) サイドロープ取り付け部間の長さ400mm以上、幅115mm以上及び厚さ25mm以上(滑止めを除く。)であること。	(c) 第4号の踏段は、次の要件に適合するものであること。 (1) サイドロープ取り付け部間の長さ40cm以上、幅11.5cm以上及び厚さ2.5cm以上(滑止めを除く。)であること。	水先人用はしごの要件の改正

改 正 案	現 行	備 考
(2) <u>310mm</u> 以上 <u>350mm</u> 以下の等間隔で、かつ、水平に取り付けられたものであること。	(2) <u>30cm</u> 以上 <u>38cm</u> 以下の等間隔で、かつ、水平に取り付けられたものであること。	水先人用はしごの要件の改正
(d) 第4号への「銘板」は、次に掲げる要件に適合するものであること。  (1) 銘板は、明確に認識できるものであり、かつ、恒久的な材質のものであること。  (2) 銘板は、はしごが設置された日付及び修理した日付を記載することができるものであること。	(新設)	
(e) 第5号の「印」は、次に掲げる要件に適合するものであること。  (1) 印は、明確に認識できるものであり、かつ、恒久的な材質のものであること。  (2) 印は、通常1m間隔に取り付けられたものであること。	(新設)	水先人用はしごの要件の改正
(f) 第6号の「ねじれを防止する措置」は、次に掲げる要件に適合するものであること。  (1)～(2) (略)	(d) 第5号の「ねじれを防止する措置」は、次に掲げる要件に適合するものであること。  (1)～(2) (略)	号ズレ対応
(g) 水先人用はしごに揚収用の索を取り付ける場合にあつては、索は、水先人の移乗の妨げとならないよう、最下部のスプレッダーステップ又はその直上に船首向きに備え付けること。	(新設)	水先人用はしごの要件の改正

改 正 案	現 行	備 考
<p><u>(h) 水先人用はしごの長さの調節等にウインチリールを用いる場合にあっては、その要件は、IMO決議A.1045(27)によること。</u></p> <p><u>(i) 次のISO規格に適合する水先人用はしごについては、本項の要件に適合するものと認めて差し支えな<sub>v.</sub>。</u></p> <p><u>ISO799:2004 「Ships and marine technology - Pilot ladders (船舶技術 - 水先人用はしご)」</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>水先人用はしごの要件の改正</p> <p>水先人用はしごの要件の改正</p>
<p>32.2(a) 「管海官庁が当該船舶の構造を考慮してやむを得ないと認められる場合」の指示については、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) 水先人用はしごを設置する位置の船側に、防舷帯等乗船者の安全な乗降を妨げる構造物がある場合には、<u>当該構造物を長さ6m以上切断するなどの措置を講じること。</u></p> <p>(2) 乗船者が船舶に入りする位置が海面により9mを超える場合には、次の要件に適合する舷側はしご又はこれと同等以上に安全かつ容易な設備を備え付けること。この場合において、舷側はしごと同等以上に安全かつ容易な設備に該当するか否かについては、資料を添えて、海事局検査測度課長まで問い合わせること。</p>	<p>32.2(a) 「管海官庁が当該船舶の構造を考慮してやむを得ないと認められる場合」の指示については、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) 水先人用はしごを設置する位置の船側に、防舷帯等乗船者の安全な乗降を妨げる構造物がある場合には、<u>できる限り高さをおさえるか又はながらかなスロープ状にするなどの措置を講じること。</u></p> <p>(2) 乗船者が船舶に入りする位置が海面により9mを超える場合<u>(水先人用昇降機を設置する場合を除く。)</u>には、次の要件に適合する舷側はしご又はこれと同等以上に安全かつ容易な設備を備え付けること。この場合において、舷側はしごと同等以上に安全かつ容易な設備に該当するか否かについては、資料を添えて、海事局検査測度課長まで問い合わせること。</p>	<p>水先人用はしごの要件の改正</p> <p>水先人用はしごの要件の改正</p>

改 正 案	現 行	備 考
<p>(i) 傾斜角度が<u>45°</u>を超えず、かつ、各プラットホームが水平に保たれているように設置されていること。</p> <p>(ii)～(iii) (略)</p> <p>(iv) 水先人用はしごは、下部プラットホームの近くに設置されており、かつ、当該水先人用はしごの上端が下部プラットホームの床面から少なくとも2m上方に伸びていること。<u>この場合において、水先人用はしごと下部プラットフォームの水平距離は、0.1m以上0.2m未満であること。</u></p> <p>(v) 下部プラットホームにトラップドアを設ける場合には、一边が75cm以上の開口とすること。<u>この場合において、トラップドアは、上方に開き、プラットフォームの手すりに固定され、かつ、手すりの一部を構成するものでないこと。</u></p> <p>(vi) 下部プラットフォームは、船側に固定できる構造であり、かつ、水面から少なくとも5m上方に位置するものであること。</p> <p>(vii) 舷側はしごの幅は600mm以上であること。</p>	<p>出ること。</p> <p>(i) 傾斜角度が<u>55°</u>を超えず、かつ、各プラットホームが水平に保たれているように設置されていること。</p> <p>(ii)～(iii) (略)</p> <p>(iv) 水先人用はしごは、下部プラットホームの近くに設置されており、かつ、当該水先人用はしごの上端が下部プラットホームの床面から少なくとも2m上方に伸びていること。</p> <p><u>この場合において、水先人用はしごと下部プラットフォームの水平距離は、0.1m以上0.2m未満であること。</u></p> <p>(v) 下部プラットホームにトラップドアを設ける場合には、一边が75cm以上の開口とすること。<u>この場合において、トラップドアは、上方に開き、プラットフォームの手すりに固定され、かつ、手すりの一部を構成するものでないこと。</u></p> <p>(vi) 下部プラットフォームは、船側に固定できる構造であり、かつ、水面から少なくとも5m上方に位置するものであること。</p> <p>(vii) 舷側はしごの幅は600mm以上であること。</p>	

改 正 案	現 行	備 考
<u>附則（平成24年6月28日）</u>		
<u>附2.0(a)</u> 改正前の規定に適合する水先人用はしごであつて平成24年7月1日前に発注されるもの（発注契約がない場合にあつては、同日前に設置されるもの）については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。	MSC. 1/Circ. 1375/ Rev. 1 に基づく経過措置の取扱い	
<u>(b)</u> (a)の「発注」とは、製造者により当該装置の発注が受けられたことをいい、これを証する書類として、少なくとも当該装置の名称、型式、数量、製造番号及び発注を受付けた日を英文併記したもの(受注確認書等)を船内に備え置かせること。	MSC. 1/Circ. 1375/ Rev. 1 に基づく経過措置の取扱い	
<u>心得附則（平成24年6月28日）</u>		
<u>（適用期日）</u>		
<u>(a)</u> 本改正後の心得は、平成24年7月1日から適用する。		
<u>（経過措置）</u>		
<u>(a)</u> 適用日前に建造され、又は建造に着手された船舶に備え付けられている水先人用はしごについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。		

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
(部分閉鎖型救命艇) (k)	(部分閉鎖型救命艇)	
8.0(a)～(略) (k)	8.0(a)～(略) (k)	
(1) 第34号の規定の適用については、次に掲げるところによること。 (1) 「1本のつり索のみを用いて進水する救命艇のつり索の離脱装置」にあっては、イ、ハ、ニ、ホ及びヘ（「安全装置」に係る要件に限る。）に掲げる要件に適合しないものであつて差し支えない。なお、当該装置は、着水状態にある場合においてのみ作動するものであることが望ましい。	(1) 第34号の規定の適用については、次に掲げるとところによること。 (1) 「1本のつり索のみを用いて進水する救命艇の離脱装置」とは、つり索に張力がかかるない場合においてのみ作動する離脱装置をいう。	LSA コード改正による救命艇用つり索の離脱装置の要素の改正
(2) (略)	(2) (略)	
(削る。)	(3) ハの「想定される荷重の範囲」とは、無負荷状態から人員及び機器を満載した救命艇の質量の1.1倍までの荷重をいう。	
(3) ニの「安全装置」については、次に掲げるところによること。 (i) 水圧インシターロック（救命艇が着水していないときに自動的にロックされる機構のものに限る。）又はこれと同等以上の安全機構を有してい	(4) ニの「安全装置」については、次に掲げるとところによること。	

改 正 案	現 行	備 考
<p><u>(ii) 故障した場合又は救命艇が着水していない場合において、(i)の安全機構を解除し、緊急離脱するための適当な手段を有していること。</u></p> <p><u>(iii) (略)</u></p> <p><u>(iv) 離脱装置が適切かつ完全にリセットされた場合にのみ作用するものであること。このため、フックが完全にリセットされない限りフックはあらゆる負荷を支持するものであつてはならず、かつ、過度の力を加えることなくハンドル又は安全ピンがリセットの位置に戻せるものであつてはならない。</u></p> <p><u>(4)への「容易に作動するもの」とは、離脱機構が閉鎖位置に完全にリセットされた場合において、救命艇の重量が操作機構にいかなる力も及ぼさないよう設計されたものをいう。</u></p> <p><u>(5) その「十分な強さ」とは、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(i) 人員、燃料及び艤装品を満載した救命艇の質量</u></p>	<p><u>(i) (略)</u></p> <p><u>(ii) 離脱装置が適切かつ完全にリセットされた場合にのみ作用するものであること。このため、フックが完全にリセットされない限りフックはあらゆる負荷を支持するものであつてはならず、かつ、過度の力を加えることなくハンドル又は安全ピンがリセットの位置に戻せるものであつてはならない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5) 上の「十分な強さ」とは、人員、燃料及び艤装品を満載した救命艇の質量がつり索間にかかる場合に、使用材料の<b>極限強さ</b>に対し、安全係数</u></p>	

改 正 案	現 行	備 考
<p>がつり索間にかかっている場合に、使用材料の <b>最大強度</b>に対し、安全係数が6以上である<b>こと</b>。 ただし、救命艇を外す装置の安全係数にあって は、燃料及び艤装品の質量の合計に1, 000kgを 加えたものを救命艇の質量とみなすことができ る。</p> <p>(ii) 離脱装置の構成部品には、耐食性を有する材料の ものである<b>こと</b>。</p> <p>(iii) (4) (i) の水圧インターロックは、使用材料の 最大強度を基にした最大操作力に対し、安全 係数が6以上である<b>こと</b>。</p> <p>(iv) 離脱装置の操作ケーブルは、使用材料の最大強 度を基にした最大操作力に対し、安全係数が 2.5以上である<b>こと</b>。</p> <p>(6) リの要件にあっては、次のいざれかによること。 (i)～(iii) (略)</p> <p>48.<u>3</u>(a) (略)</p>	<p>が6以上である<b>もの</b>をいう。ただし、救命艇を外す装置の安全係数にあっては、燃料及び艤装品の質量の合計に1, 000kgを加えたものを救命艇の質量とみなすことができる。</p> <p>(6) チの要件にあっては、次のいざれかによること。 (i)～(iii) (略)</p> <p>48.<u>2</u>(a) (略)</p>	<p>現存船の救命艇の 経過措置</p>
<u>附 3.0(a)</u>	<p>「SOLAS条約附属書第Ⅲ章及び国際救命設備コード 改正に伴う現存船の救命艇のつり索の離脱装置の評価 について」(平成23年10月21日付国海查第307号)に基 づき、当該評価基準への適合性が確認されたつり索の</p>	

改 正 案	現 行	備 考
<p>離脱装置を用いる救命艇が備え付けられている船舶にあっては、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、本条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>(b) 本条の規定は、救助艇について準用する。この場合において、同条中「救命艇」とあるのは「救助艇」と、「当該船舶について平成二十六年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査（検査のために上架を行うものに限る。）の時期までは、第三条の規定による改正後の船舶救命設備規則第八条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる」とあるのは「なお従前の例によることができる」と読み替える。</p>	<p>現存船の救助艇の経過措置</p>	
<p>心得附則（平成24年6月28日）</p> <p>（適用期日）</p> <p>(a) 本改正後の心得は、平成25年1月1日から適用する。ただし、48.3(a)の改正規定は、公布の日から適用する。</p>		<p>（経過措置）</p> <p>(a) 平成25年1月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶に備え付けられている救命艇については、救命設備規則附則（平成24年6月28日）附3.0(a)を準用する。</p>

(傍線の部分は改正部分)		
改 正 案	現 行	備 考
(自動スプリンクラ装置及び火災探知装置の備付方法)	(自動スプリンクラ装置及び火災探知装置の備付方法)	
51.2.1(a) 「 <u>防火戸の閉鎖その他他の火災の拡大を防止するための措置</u> 」とは、次に掲げる装置の起動等を行う措置をいう。	51.2.1(a) 「これに類似した火災の拡大を防止するための措置」とは、通風装置の停止、消火装置の起動等をいう。	火災警報以外に信号を出力することが出来る装置の明確化
(1) 船内通信装置		
(2) 通風装置		
(3) 防火戸及び防火ダンパー		
(4) 自動スプリンクラ装置		
(5) 非常照明装置		
(6) 機関室局所消火装置		
(7) その他火災の拡大防止に関する装置		
51.2.4(a) (削る。)	51.2.4(a) 「船員の責任者が容易に近づくことができる場所」とは、船員の責任者の居室内、当該居室に近接した通路内、当該居室が船橋の直下の甲板にある場合の当該船橋内等をいう。なお、船員の責任者の居室が船橋の直下の甲板にある場合の当該船橋に配置された制御盤又は表示盤は、本号の表示盤とみなして差し支えない。	省令改正に伴う措置
51.2.4(a) (略)	51.2.5(a) (略)	号ズレ対応
51.2.6(a) 本号の基準の適用については、次に掲げる事項に留意すること。	51.2.7(a) 本号の基準の適用については、次に掲げる事項に留意すること。	要件の明確化 号ズレ対応

改 正 案	現 行	備 考
(1)～(2) (略) (3) 定温式スポット型又は補償式スポット型の探知器は、次に掲げる場所に取り付けられていないこと。 (i) (略) (ii) 著しく高温となる場所 <u>(サウナ、調理室等常時蒸気又は煙が発生する場所を除く。)</u> (iii)～(iv) (略)	(1)～(2) (略) (3) 定温式スポット型又は補償式スポット型の探知器は、次に掲げる場所に取り付けられていないこと。 (i) (略) (ii) 著しく高温となる場所 <u>常時蒸気又は煙が発生する場所を除く。)</u> (iii)～(iv) (略)	
51.2.7(a) 「管海官庁が適当と認めるように配置する」とは、表51.2.8<1>に掲げる基準により配置することをいう。 なお、 <u>ロールオン・ロールオフ貨物区域の可動式デッキ</u> の下に探知器を配置する場合、 <u>又は同表によらない方法によって探知器を配置する場合に必要な資料を添えて海事局検査測度課長に伺い出ること。</u>	51.2.8(a) 「管海官庁が適当と認めるように配置する」とは、表51.2.8<1>に掲げる基準により配置することをいう。 なお、同表によらない方法によつて探知器を配置することを認めることには、必要な資料を添えて海事局検査測度課長に伺い出ること。	配置の特例の規定 号ズレ対応
51.2.9(a) (略) <u>心得附則(平成24年6月28日)</u> <u>(適用期日) 本改正後の心得は、平成24年7月1日から適用する。</u>	51.2.8<1> (略) 表51.2.8<1> (略)	表51.2.8<1> (略) 号ズレ対応

		改 正 案		現 行		(傍線の部分は改正部分)
		(固定式泡消火装置)		(固定式泡消火装置)		備 考
13. 0 (c)	泡原液は、 <u>附属書[2-5]</u> 「MSC. 1/Circ. 1312」に基づく <u>固定式泡消火装置に使用する泡原液の要件</u> の要件又 は <u>泡の適応性に応じそれぞれ</u> 次に掲げる附屬書の要 件に適合するものであること。 (1)～(3) (略)	13. 0 (c) 空気泡方式の泡原液は、泡の適応性に応じて、それ ぞれ次に掲げる附屬書の要件に適合するものであるこ と。 (1)～(3) (略)		MSC. 1/Circ. 1312 (固定式消火装置 における泡原液の 性能・試験基準及 び検査についての 指針)の取入れ(附 属書[2-5]の新設)		
14. 0 (d)	泡原液は、附屬書[2-4]「固定式高膨脹泡消火装置 に使用する泡原液の要件」の要件又は附屬書[2-6] 「MSC. 1/Circ. 670」に基づく <u>固定式高膨脹泡消火装置 に使用する泡原液の要件</u> の要件に適合するものであ ること。	14. 0 (d) 泡原液は、附屬書[2-4]「固定式高膨脹泡消火装置 に使用する泡原液の要件」の要件に適合するものである こと。 (火災探知装置)		MSC. 1/Circ. 670 (固定式消火装置 における高膨脹泡 原液の性能・試験 基準及び検査につ いての指針)の取 入れ(附屬書[2-6] の新設)		

改 正 案	現 行	備 考
34.1.0(a) 要件に適合する探知器の種類は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) (略) <b>(5) 炎感知式(炎から放射される紫外線の変化が一定の量以上になったときに作動するもので、一局所の紫外線による受光素子の受光量の変化により作動するもの、又は炎から放射される赤外線の変化が一定の量以上になつたときを作動するもので、一局所の赤外線による受光素子の受光量の変化により作動するものをいう。)</b>	34.1.0(a) 要件に適合する探知器の種類は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) (略) <b>(新設)</b>	炎感知式の定義の追加
34.1.1&2(a) 探知器は、 <u>歐州規格EN54(2001)(炎感知式にあってはEN54-10(2001))及びIEC60092-304(2001)又は管海官庁が同等と認める試験方法による基準に適合しているものであること。</u>	34.1.1(a) 探知器は、 <u>火災探知装置の種類ごとにそれぞれ次の基準に適合するものであること。</u> <b>(1) 定温式スポット型</b> (i) <u>公称作動温度の125%の温度の風速1m/sの垂直気流に投入したとき、次の算式により算定した時間以内に作動すること。</u> $t=120 \frac{\log 10 (1+(\theta - \theta_r) / \delta)}{\log 10 (1+\theta / \delta)}$ t:作動時間 $\theta : \text{公称作動温度} (\text{°C})$ $\theta_r : \text{室温} (\text{°C})$ (ii) <u>公称作動温度より10°C低い風速1m/sの垂</u>	について、EN 規格又は管海官庁が同等と認める試験方法によること等を規定

改 正 案	現 行	備 考
	<p>直気流に投入したとき、10分間作動しないこと。</p> <p>(iii) 公称作動温度より15°C低い温度から1°C/minの割合で直線的に上昇する水平気流を加えたとき、54°Cを超えて78°C以下の範囲内であって公称作動温度±10°Cの温度範囲(乾燥室その他該場所の内部が高温となることが予想される場所に備え付けられるものにあっては、天井の最高温度に30°Cを加えた温度±10°Cの温度範囲)で作動すること。</p>	<p>(2) 捨棄式スパッタ型</p> <p>(i) 室温より30°C高い風速85cm/sの垂直気流に投入したとき30秒以内で作動し、かつ、室温から15°C/minの割合で直線的に上昇する水平気流を加えたとき4分30秒以内で作動すること。</p> <p>(ii) 室温より15°C高い風速60cm/sの垂直気流に投入したとき1分間作動せず、かつ、室温から摂氏3°C/minの割合で直線的に上昇する水平気流を加えたとき10分間(公称定温点より10°C低い温度に達する時間が10</p>

改 正 案	現 行	備 考
	<p>分未満である場合には当該10°C低い温度に達するまでの間)作動しないこと。</p> <p>(iii) (1)(iii)の基準。この場合において、(1)(iii)中「公称作動温度」とあるのは、「公称定温点」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) イオン化式</p> <p>濃度(注1参照)12.5%/m以下の煙を含む空気に触れたとき作動し、かつ、濃度2%/m以下の煙を含む空気に触れたとき作動しないこと。この場合において、次に掲げる要件に適合する場合には本基準に適合するものと同等以上の効力を有するものとみなして差し支えない。</p> <p>(i) 電離電流の変化率(注2参照)0.324の濃度の煙を含む風速20cm/sの気流に投入したとき、非蓄積型のものにあつては30秒以内で作動し、蓄積型のものにあつては30秒以内で感知した後、公称蓄積時間(周囲の空気が一定の濃度以上の煙を含むまで)に至ったことを感知してから、感知を継続し、火災信号を発信するまでの公称時間(10秒以上60秒以内に限る。)をいう。)より5秒短い時間以上、5秒長い時間以内で火災信号を</p>	

改 正 案	現 行	備 考
	<p><u>発信すること。</u></p> <p>(ii) 電離電流の変化率0.156の濃度の煙を含む風速40cm/sの気流に投入したとき、5分間作動しないこと。</p> <p>(iii) 風速5m/sの気流に投入したとき、5分間作動しないこと。</p> <p>(注1) 煙の濃度は、一定の距離を置いた送光部と受光部との間の煙により光の強さがランペルトの法則に従つて減ることを利用して測定した減光率(%/m)をいう。</p> <p>この場合において、光源は色温度2,800°Cの自熱電球とし、受光部は視感度に近いものとする。附属書[4]「煙管式火災探知装置の基準」において同じ。</p> <p>(注2) 電離電流の変化率とは、平行板電極(電極間の間隔が2cmで、一方の電極が直径5cmの円形の金属板に8.2<math>\mu</math>Ciのアメリシウム241を取り付けたものをいう。)間に20Vの直流電圧を加えたときの煙による電離電流の変化率をいう。</p> <p>(4) 光電式</p> <p>(i) 濃度10%/m以下の煙を含む空気に触れたと</p>	

改 正 案	現 行	備 考
	<p>き30秒以内で作動すること。</p> <p>(ii) 浓度5%/m以下の煙を含む空気に触れたとき5分間作動しないこと。</p> <p>(iii) 光を任意の方向より照度5,000lxに照射された面に置いたとき5分間作動しないこと。</p>	火災探知装置の作動条件の明確化
(b) 例えは次に掲げる場所等(當時人員が配置される場合に限る。)に備え付けられた探知器は、当該場所における作業中に限り、作動を停止することができるものであつて差し支えない。この場合、当該場所における作業終了後、探知器は自動的に通常の作動状態に復帰するものであること。	(新設)	火災探知装置の作動条件の明確化
(1) 高温作業中の作業場		
(2) 荷役中のロールオン・ロールオフ貨物区域		
(c) 探知器の作動上限値は、乾燥室等通常高温となる場所に備え付ける場合は130°C、サウナに備え付ける場合は140°Cを超えないものであつて差し支えない。	(新設)	火災探知装置の作動条件の明確化
(d) 制御盤は、歐州規格EN54-2(1997)、EN54-4(1997)及びIEC60092-504(2001)又は管海官庁が同等と認められる試験方法による基準に適合したものであること。	(新設)	制御盤について、EN規格又は管海官庁が同等と認める試験方法によることを規定

改 正 案	現 行	備 考
(削る。)  34.1.2(a) <u>探知器は、次に掲げる基準に適合しているものであること。</u>	34.1.1&2(a) の新設に伴う措置  (1) 探知器は、JIS Z 2371「塩水噴霧試験方法」に規定する試験を8時間行ったとき機能に影響を受けないものであること。  (2) 振動数10～20Hz、全振幅2mm、繰返し周期20分で水平及び垂直方向にそれぞれ3周期、合計2時間の振動試験を通常状態で行い異常を生じないものであること。  (3) (2)の試験で生じた共振点(共振点がないときにあつては、15Hz)において水平及び垂直方向にそれぞれ2時間、全振幅2mmで振動試験を通常状態で行い異常を生じないものであること。  (4) -10°C及び60°Cの周囲温度で24時間以上放置した後同温度の環境で正常に作動すること。  (5) 探知器は、定格電圧の±10%の電圧で正常に動作すること。  (6) (1)から(5)までの試験をこの順序に従つて行つた後に34.1.1(a)の感度を有するものであることを。	34.1.1&2(a) の新設に伴う措置  「制御盤」は、制御機能及び表示機能の双方を有し、「表示盤」は、表示機能のみを有する。以下、火災探
34.1.3(a) 制御盤は、次に掲げるところによること。  (1) 全ての警報及び故障信号に対する手動の確認	34.1.3(a) 「制御盤」は、制御機能及び表示機能の双方を有し、「表示盤」は、表示機能のみを有する。以下、火災探	制御盤の要件の明確化

改 正 案	現 行	備 考
装置が設けられていること。 (2) 通常状態、警報状態、警報確認状態、故障状態及び消音状態を明確に識別できること。 (3) 可聴警報の音量を調整する機能を有するものであって差し支えない。	知装置及び手動火災警報装置に係る規定について同じ。	
(b) 表示盤は、可聴警報の音量を調整する機能を有するものであって差し支えない。	(新設) 表示盤の要件の明確化	
34. 1. 4 (a) 「火災探知装置が故障し、又は火災探知装置への給電が停止した場合」とは、次に掲げる場合をいう。 (1) 断線により開路又は電源遮断した場合 (2) 配線導体が金属部分に接地することにより接地不良が生じた場合 (3) 2つ以上の配線導体が接触することによる配線不良が生じた場合	(新設) 火災探知装置の要件の明確化	
(b) 火災探知装置が故障し、又は火災探知装置への給電(設備規程第298条参照)が停止した場合には、自動的に、かつ、当該故障が回復するまでの間可聴警報を発する装置を有すること。この場合において、可聴警報を停止するための開閉器を有する場合には、可聴警報を停止したこと、その旨自動的に表示するものであること。	(a) 火災探知装置又は火災探知装置の動力源(設備規程第298条参照)に故障を生じた場合に自動的に、かつ、当該故障が回復するまでの間可聴警報を発する装置を有すること。この場合において、可聴警報を停止したための開閉器を有する場合には、可聴警報を停止したこと、その旨自動的に表示するものであること。	火災探知装置の要件の明確化
34. 2. 9 (a) 剤御盤は、旅客室の可聴警報を消音する機能を有し	(新設)	第一種船等に備え

改 正 案	現 行	備 考
<u>てはならない。</u>		付けられる制御盤の要件の明確化
(b) 居室に設置される火災探知装置の可聴警報の警報音は、居室の就寝場所及び音源から 1 m の位置における音圧レベルが 75 dB(A) 以上 120dB(A) 未満であり、周囲の騒音レベルより 10 dB(A) 以上高いものであること。	(新設)	第一種船等に備え付けられる火災探知装置の警報の要件の明確化
	<u>心得附則（平成24年6月28日）</u>	
(適用期日)		
(a) 本改正後の心得は、平成24年7月1日から適用する。		
(経過措置)		
(a) 適用日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。		

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
(特殊な船舶)  (特殊な船舶)		
10-3. 0 (a) (略)  (削る。)	<p>10-3. 0 (a) (略)</p> <p>(b) (a)に規定するもののほか、船側内側外板を有してお り、かつ、夏期満載喫水線における船側外板と船側内 側外板との間の水平距離の最大値が、当該船舶の幅の 1/5又は11.5mのいづれか小さい値より大きなバルク キャリアについては、次のとおり取り扱って差し支え ない。</p> <p>(1) 102-16. 0 (a)において適用する68. 0 (a) (2)の適用 について、次の要件のいずれにも適合する場合に は、船体の傾斜を緩和するためにバラストタンク に張水を行う等乗組員が適切な対応を行った前提 でSiの計算を行つて差し支えない。</p> <p>(i) 68. 0 (a)で仮定する損傷により直接浸水する可 能性がある区画に対し、第115条に規定する浸 水警報装置を備えること。</p> <p>(ii) (i)の場合において、検知する水面高さは第115 条第1項第1号イを準用すること。ただし、「内 底板から〇・五メートルの高さの位置」について、上記の規定を削 除して通常の航行に</p>	

改 正 案	現 行	備 考
	<p>において常に当該高さまで水が漫ることが想定される場合には、内底板から 1 メートルを超えないもの。</p> <p>(iii) <u>68.0(a)</u>で仮定する損傷が発生した際に乗組員が取るべき対応を、第102条の 22 において適用する第102条第3項の小冊子に具体的に記すことを。</p> <p>(iv) 損傷時に残存復原力、強度等の船舶の安全確保に必要な情報が得られるよう、常時陸上との連絡体制が確保されていること。</p>	
	<p><u>心得附則（平成24年6月28日）</u></p> <p><u>（適用期日）</u></p> <p>(a) 本改正後の心得は、公布の日から適用する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>(a) 平成24年3月31日前に建造契約が結ばれた船舶であって、平成26年3月31日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の10-3.0(a)の規定にかかるらず、なお従前の例によることができる。</p>	

○船舶検査心得 5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
292.2.2(a) (略) ～(c)	292.2.2(a) (略) ～(c)	
(d) 本号ニの適用にあたっては、船舶検査心得2-3-2船舶の防火構造の基準を定める告示43.0.4(a)を準用する。 <u>ただし、船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第8の3中、「電気設備」のグループ欄がⅡB、又はⅡCの液体化学薬品を運送する船舶に備え付けるフレームアレスタにあつては、次の媒体を用いた試験に合格したものに限る。</u> <u>(1) ⅢB:エチレン</u> <u>(2) ⅢC:水素</u>	(d) 本号ニの適用にあたっては、船舶検査心得2-3-2船舶の防火構造の基準を定める告示43.0.4(a)を準用する。による MSC/Circ. 1324 及び MSC/Circ. 1009 の改正に伴う、フレームアレスタの試験に用いる媒体の変更	
(e) (略)	(e) (略)	
<u>心得附則（平成24年6月28日）</u>		
<u>（適用期日）</u>		
(a) <u>本改正後の心得は、平成25年1月1日から適用する。</u>		
<u>（経過措置）</u>		
(a) 平成25年1月1日前に建造され、又は建造に着手された液体化学薬品ばら積船については、改正後の292.2.2(d)ただし書の規定にかかわらず、平成25年1月1日以後最初に行われる定期検査又は中間検査（檢		

改 正 案	現 行	備 考
<p>査のために上架を行うものに限る。) の時期までは、な お従前の例によることができる。</p>		

○船舶検査心得 6-1 船舶機関規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
(貨物油タンクの付属装置)		
84.0(a) 本条の規定は、防火構造規則 <u>第27条の2の2</u> のタンカー以外のタンカーの貨物油タンクには適用しない。	84.0(a) 本条の規定は、防火構造規則 <u>第27条の2</u> のタンカー以誤記修正 外のタンカーの貨物油タンクには適用しない。	
附屬書[9] 安全装置の基準	附屬書[9] 安全装置の基準	
備考	備考	誤記修正
1～5 (略)	1～5 (略)	
6 補機及び管装置	6 補機及び管装置	
<u>7</u> タンカーの貨物油タンクの通気装置	<u>6</u> タンカーの貨物油タンクの通気装置	
附屬書[11] 補機及び管装置	附屬書[11] 補機及び管装置	
1 (略)	1 (略)	誤記修正
2 液量計測装置及び測深管	2 液量計測装置及び測深管	
(1) (略)	(1) (略)	
(i) (略)	(i) (略)	
(f) (略)	(f) (略)	
(p) (略)	(p) (略)	
1) (略)	1) (略)	
2) (略)	2) (略)	
i) JIS F 7215 「船用平形ガラス油面計」又はこれと同等以上の強度を有するものであること。	i) JIS F 7215 「船用平形ガラス油面計」又はこれと同等以上の強度を有するものであること。	

	改 正 案	現 行	備 考
	ii) (略) (ハ) (略) (イ) (略) (2)～(3) (略) 3～8 (略)	ii) (略) (ハ) (略) (イ) (略) (2)～(3) (略) 3～8 (略)	
	附属書[13] 機関区域無人化船の機関	附属書[13] 機関区域無人化船の機関	
1 警報を発する装置	1 警報を発する装置	誤記修正	
(1) 遠隔制御を行うことができる場所及び監視場所には、表1に掲げる事項について可視可聴の警報が設けられていること。ただし、船橋に設ける警報は、(i)から(iii)までに掲げるものを除き、それぞれの事項について別々に指示するものでなくとも差し支えない。	(1) 遠隔制御を行うことができる場所及び監視場所には、表1に掲げる事項について可視可聴の警報が設けられていること。ただし、船橋に設ける警報は、(i)から(iii)までに掲げるものを除き、それぞれの事項について別々に指示するものでなくとも差し支えない。		
(i)～(iii) (略)	(i)～(iii) (略)	表1 警報の種類	
2 (2) (略) (略)	2 (2) (略) (略)	表1 警報の種類	

改 正 案	現 行	備 考
<u>心得附則（平成24年6月28日）</u>		
<u>（適用期日）本改正後の心得は、公布の日から適用する。</u>		